（案）

鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針

（改定）

～地域住民が、お互いに協力し合い、住み慣れた地域で
安心して暮らし続けられる地域社会を目指して～

鹿　屋　市

令和９年３月

目　　次

はじめに ..... - 1 -

第１章　基本指針改定の背景と目的 ..... - 2 -

１　背景 ..... - 2 -

２　目的 ..... - 4 -

３　基本指針の位置づけ ..... - 4 -

４　期間 ..... - 4 -

第２章　地域コミュニティの現状と課題 ..... - 5 -

１　地域コミュニティの現状と課題 ..... - 5 -

第３章　指針の基本的な考え方 ..... - 6 -

１　地域づくりの将来像 ..... - 6 -

２　基本方針 ..... - 6 -

第４章　地域コミュニティが目指すこれからのすがた ..... - 8 -

１　多くの地域住民がゆるやかに参画する町内会 ..... - 8 -

２　地域住民やボランティア団体等の多様な主体が連携・協働する地域活動 ..... - 9 -

３　持続可能な地域運営を支える仕組みづくり ..... - 10 -

第５章　地域コミュニティ施策の方向性と行政の役割 ..... - 12 -

１　指定地域共同活動団体への支援 ..... - 12 -

２　町内会との連携・支援 ..... - 12 -

３　地域運営組織等の育成と活動人口の拡大 ..... - 12 -

４　行政の役割 ..... - 12 -

５　今後の進め方 ..... - 13 -

はじめに

本市では、「地域力向上」と「住民自治の拡充」を目指し、平成22年１月に「鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針」を策定しました。

地域の実情に合ったより良いまちづくりの実現に向けて地域全体で連携して、目的達成のために取り組むという本指針の基本理念に基づき、持続可能な地域コミュニティづくりを進めてきました。

その結果、地域コミュニティ協議会が設置され、活性化に向けた取組や自主的に設置された地域運営組織による地域活性化に資する活動が展開されてきました。

しかしながら、地域の活動においては、人口減少による担い手不足や住民同士の共助の希薄化、町内会への加入率低下、会員の高齢化が進行し、行政サービスにおいては、医療費の増加、行財政の効率化・スリム化が求められており、これまでの体制の中では地域課題を解決することが困難になっています。

このため、国においては、地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、強みを活かした活動を行っていく枠組みを自治体が構築し、その活動を下支えする取組が重要であると位置づけています。

本市としましても、国の方向性と同様に、一定の地域にある複数の町内会をはじめ、個別に活動している地域運営組織、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、企業等が、地域の課題を共有し、それぞれができる役割を果たしながら、多様な地域の課題を解決していく新しい枠組みが必要だと考えています。

このようなことから、町内会が目指す姿や本来担うべき役割、新しい枠組みの構築に向けた考え方、市民活動に対する活性化支援、地域の様々な団体が行う活動を支える取組など、これからの持続可能な地域づくりの方向性を示した「鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針（改定版）」を策定しました。

この基本指針は、市民や市民活動団体等の皆様が、それぞれの地域が持つ課題に対し、一人ひとりが「できることを、できるときに、できる範囲で」関わり、多くの住民が地域活動に参画し、自らのまちは自ら守る『共助』の考えのもと、共生・協働による新しいまちづくりを進めるための指針です。

今後は、この基本指針に基づき、市民の皆様と行政が一体となり、総合計画に掲げる「ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」を実現するため、人口減少や地域社会の減少を受け入れつつ、住民の参加やつながりによって、暮らしや地域社会を豊かに充実させ、未来へつながる「共生・協働で進めるまちづくり」に取り組んでまいります。

令和９年３月　　鹿屋市長　郷原　拓男

第１章　基本指針改定の背景と目的

１　背景

（1）人口減少と少子高齢化

本市の人口は、令和８年において 96,550 人となり、令和３年の 101,588 人と比較すると 5,038 人減少しています。

人口減少を年代別に見ると、０歳から 14 歳の年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少が加速している一方で、65 歳以上の占める割合が増加しています。

鹿屋市の人口等の推移　（住民基本台帳：10 月１日時点）

項目＼年度	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R42（2060）
人口	101,588	100,831	99,689	98,669	97,663	96,550	69,655
0 歳～14 歳	15,341	15,107	14,724	14,299	13,732	13,125	9,130
15 歳～64 歳	55,860	55,208	54,417	53,820	53,338	52,788	33,760
65 歳以上	30,387	30,516	30,548	30,550	30,593	30,637	26,765

※R42(2060)年は鹿屋市人口減少対策ビジョンから引用

（2）町内会組織の小規模化

町内会は、住民相互の交流や地域の連帯意識の醸成だけではなく、ごみステーションや防犯灯の維持管理といった公共性の高い活動に加え、災害時における避難支援や高齢者の見守りなど地域住民の生活を支える『共助』の役割を担っています。

現在、本市には 151 の町内会があり、約４割が 100 世帯以下の組織であることや、地域によっては一つの町内会で 1,000 世帯を超えるところもあり、住民サービスや支援に差が生じています。

市では、適正な町内会運営に必要な規模を概ね 100 世帯以上とし、町内会の再編を進めてきましたが、再編後に 100 世帯を維持できなくなった町内会が生じていることや、合併できなかった町内会においては、小規模化が進み、消滅も危惧されています。

鹿屋市の町内会規模別一覧　（令和８年４月１日現在）

加入世帯	鹿屋	輝北	串良	吾平	合計	割合
50 世帯未満	6	0	37	0	43	28.5%
50～99 世帯	10	0	12	1	23	15.2%
100～199 世帯	23	2	9	4	38	25.2%
200～299 世帯	14	1	2	4	21	13.9%
300～399 世帯	7	0	0	0	7	4.6%
400～999 世帯	16	1	0	1	18	11.9%
1,000 世帯以上	1	0	0	0	1	0.7%
合　計	77	4	60	10	151	100.0%

(3) 町内会活動及び機能の低下

町内会活動は、一定の地域に住む住民たちが地縁に基づいて自主的に組織し、生活環境の維持や親睦、地域の課題解決のために行う共同活動です。従来の町内会は、PTA 会費や水道料、税金などを徴収する仕組みがあり加入することが当たり前でしたが、今はシステム化が進み町内会が担う役割が減り、加入の必要性が薄れてきています。

近年は、町内会加入世帯の減少や役員の担い手不足に加え、ライフスタイルや価値観の多様化により、隣人や地域とのつながりが希薄となり、互いに支え合い、助け合うという社会的な「互酬性」の規範意識が低下してきています。

結果として、これまで地域社会を支えてきた町内会は、活動の担い手確保が困難になり、防災・防犯、見守りといった本来担うべき「自助」「共助」の地域力が低下しつつあります。

鹿屋市にある町内会の組織状況の推移　【令和８年４月１日現在】

年度／項目	H8 (1996)	H13 (2001)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R８ (2026)
町内会数	309	309	146	146	151	151
総世帯数（世帯）	41,198	42,346	42,412	42,223	41,803	39,783
加入世帯（世帯）	35,141	34,494	27,936	27,633	26,625	26,042
加入率（%）	85.3	81.4	65.9	65.4	63.7	65.4

※町内会から提出された「町内会（自治会）報告書」に基づく数値

(4) 持続可能な地域活動に取り組む地域コミュニティ協議会の設立

地域社会の担い手不足により、福祉、防犯・防災といった地域活動を町内会単独では解決が難しい地域課題に対し、複数の町内会や学校、ＮＰＯ、ボランティア団体、地元事業者等が一体となって、地域全体で取り組む地域コミュニティ協議会を設立した地区もあります。

本市の地域コミュニティ協議会は、概ね中学校区単位で組織され、住民の話し合いを経て作成された「地域まちづくり計画」に基づく取組の実施をはじめ、地域の未来をデザインし、人・モノ・金・情報といった資源を戦略的に循環させる『地域のオペレーター』の役割を担い、現在、吾平・高隈・串良・細山田の４地区に設立されています。

【各年３月 31 日時点】

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R７ (2025)
地域コミュニティ協議会数	2	3	4	4	4	4	4

(5) 市民活動の活発化

① ＮＰＯ法人

主に社会貢献活動を担い、本市では 60 を超える団体が認可されています。平成 10 年のＮＰＯ法の制定を機に、ＮＰＯ法人やボランティア団体などが各分野で、自らの能力やノウハウを活用しながら主体的にまちづくり活動に取り組むようになりました。その波は、まだまだ小さいものの、『自分たちで出来ることは自分たちの手で』という機運は徐々に高まってきており、ＮＰＯ法人や市民活動団体等の活動が増えつつあります。

【各年３月 31 日時点】

年　　度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
ＮＰＯ法人数	53	52	51	54	58	60	62

※本市への法人設立認証申請に基づく数値

② 地域運営組織

人口減少や高齢化が進行する中、地域の見守りや買い物支援、高齢者等の健康づくりや外出機会の創出といった町内会単独では解決が難しい地域課題に対し、町内会の枠を超えて多様な住民や事業者が手を取り合って課題解決に取り組む地域運営組織が増えつつあります。

（本市の地域運営組織）

上小原ふるさとの会、かのや中央四心会、菅原地域づくり協議会、花岡おこし会、古江町内会

【各年３月 31 日時点】

年　　度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
地域運営組織数	2	4	4	4	5	5	5

2　目的

第３次鹿屋市総合計画に掲げる「ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」を実現するため、人口減少や地域社会の減少を受け入れつつ、住民の参加やつながりによって、暮らしや地域社会を豊かに充実させるまちづくりを目指します。

3　基本指針の位置づけ

第３次鹿屋市総合計画

基本目標５：ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

基本施策③：共生協働・コミュニティ活動の推進

4　期間

令和９年度から令和 13 年度までの５年間

第２章　地域コミュニティの現状と課題

Ⅰ　地域コミュニティの現状と課題

(1) 町内会

○　人口減少や高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の変化等により、町内会活動の担い手不足が深刻化しているほか、加入率の低下にも歯止めがかからない状況となっています。

○　活動内容や加入メリットが十分に伝わっていないことに加え、役員業務や会費負担への懸念などから、町内会未加入や退会につながっています。

○　「地域活動に関する中高生アンケート」の結果では、半数以上の生徒が町内会活動を必要なものと認識している一方で、「活動を知らなかった」など活動情報や活動イメージの不足により参加に繋がっていない状況があります。

○　加入率の低下や地域の小規模化に伴い、市街地では未加入者との費用負担やごみステーション利用等を巡る課題が生じているほか、中山間地域では町内会組織の存続が危ぶまれています。

○　行政協力業務の負担や会費収入の減少は、町内会活動だけでなく公民館や防犯灯などの地域コミュニティ基盤の維持にも影響が生じており、運営体制や活動内容の見直しが求められています。

(2) 地域コミュニティ協議会

○　現在、市内の４地区に設立され各組織で活動内容が異なります。財源や活動の行政依存等の課題はありますが、町内会機能の一部を代替し、地域活性化に貢献するなど役割を発揮しています。

○　人口減少や高齢化の進展により地域活動を行う人が不足する中、地域全体で課題解決に取り組む枠組みについて、設立に関する具体的な手続きが十分に浸透していないことから、すべての地域での設立には至っていない状況です。

○　地域コミュニティ協議会の設立後においても持続可能な活動を継続するため設立趣旨や活動内容について地域住民に理解してもらい、活動に参加してもらうための取組や情報発信が必要になっています。

(3) 地域運営組織、ＮＰＯ法人、ボランティア団体

○　地域運営組織は、特定の活動目的を持ち、行政の運営支援を受けない組織として住民主体により設置され、高齢者サロンや有償ボランティアなど、主に地域福祉の分野で活動を展開しています。

○　ＮＰＯ法人は、団体の多くが障がい者サービスや子ども育成などの福祉分野ですが、コミュニティ FMや外国人支援など、地域共生に資する貢献活動も見られます。

○　ボランティア団体については、ＰＴＡ活動をはじめ地域の見守りや清掃、福祉施設等での手伝い、災害時の被災地支援など様々な形態があり、地域力の向上に必要な活動ですが、運営資金やスタッフ確保に苦慮している団体もあります。

第３章　指針の基本的な考え方

1　地域づくりの将来像

地域住民が相互に、また地域住民と行政が信頼と理解のもとに一体となり、地域の実情を踏まえた「より良いまちづくりの実現」を目的として、まずは地域において問題意識を共有し、自助・共助による地域力を向上させ、持続可能な地域づくりを目指すための将来像を次のとおりとします。

【将来像】

地域住民が、お互いに協力し合い、

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会



2　基本方針

(1) 自助・共助による持続可能な地域づくり

地域住民一人ひとりが住みやすい地域づくりに主体的に取り組み、自ら解決できない課題については、町内会や地域運営組織、地元企業等が連携・協働して助け合い、地域の課題解決や新たな魅力づくりに継続して取り組める持続可能な地域づくりを目指します。

(2) 行政としての役割の発揮(活動人口の拡大・支援等)

○ 住みやすい地域づくりの形成に向けた支援

地域住民や地域との対話や意見交換の機会を創出し、持続可能な地域活動に向けた組織体制の構築や地域のまちづくり計画作成の支援、地域づくり支援員（※）の配置など地域住民や地域が主体的に取り組む活動を支援します。

※ 地域づくり支援員は、「集落点検」、「集落のあり方に関する話し合い」、「地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策」の業務の中で、総会等の会務・加入案内・活動内容や収支等の見える化・行政協力業務を支援する人

○ 地域課題の解決に取り組む地域運営組織等の支援

地域課題の解決に取り組む地域運営組織等における横の連携を強化し、多様な主体による地域活動の活性化を図ることにより、新たな交流やつながりが生まれ、地域活動全体がより豊かになる地域社会を創ります。

(3) 自助・共助・公助の取組

【共　助】



○町内会や市民活動団体、ＮＰＯ、地元企業など地域の多様な主体が連携・協働し、地域課題に取り組む団体を構成する。
○地域住民で取り組む地域課題や事業を話し合って『まちづくり計画』を作成し、活動する。

連携・協働

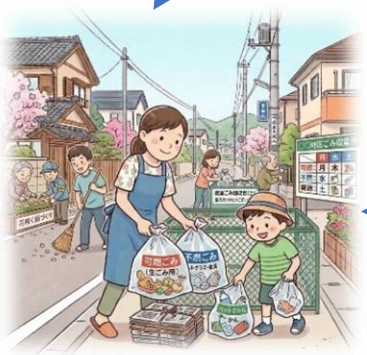



【自　助】

○市民一人ひとりが、地域住民の一員であることを自覚し、地域の秩序やルールを守る。
○地域住民の一員として、地域に関心を持ち、「できることを、できるときに、できる範囲で」地域活動に関わる。

【公　助】

○地域住民が主体的に行う地域の課題解決に資する取組を行政が下支えする仕組みを構築する。
○職員の意識改革と地域活動のサポート体制を強化する。

第４章　地域コミュニティが目指すこれからのすがた

Ⅰ　多くの地域住民がゆるやかに参画する町内会

(1) 持続可能な町内会運営

近年は、役員の高齢化、町内会加入者の減少に加え、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化により地域活動の担い手確保が難しくなってきており、無理のない範囲で、多くの住民がゆるやかに参加できるよう町内会運営を見直す必要があります。

町内会活動において

・必ず実施しなければならない活動（必須活動）

・実施する必要がある活動（基礎活動）

・会員相互の交流を図る活動（付加活動）

に分類し、町内会の実情に合わせて、活動内容の見直し、負担軽減を図ることで持続可能な町内会運営を目指します。

分　類	内　　容
必須活動	会員の合意形成(総会・監査・役員会)、情報開示(活動内容、会計情報、会員の役割や負担金等)、加入案内活動など
基礎活動	子ども・高齢者の見守り、自主防災活動、地域内の清掃作業、自治公民館等の維持管理、交通安全運動など
付加活動	運動会、夏祭り、多世代交流グラウンドゴルフ大会、高齢者の健康づくり、子どもの居場所づくり、伝統文化の継承など

(2) ライフスタイルや価値観に合わせた地域住民の参加

共働き世帯の増加や退職年齢の延伸、子どもの習い事や趣味・行楽の多様化など町内会活動への参加・協力を負担に感じ、町内会加入をためらう世帯も増えています。

地域内の清掃作業や子どもや高齢者の見守り、災害時の助け合い・支え合いなど『共助』を維持するためには、市民一人ひとりが地域住民の一員であることを自覚して地域の秩序やルールを守りつつ、地域に関心を持ち、無理のない範囲で地域活動に関わることが大切です。

これからの地域活動は、「加入型」から「参加型」に移行しつつ、市民一人ひとりが「できることを、できるときに、できる範囲で」地域活動に関わること、子どもも地域の一員として親子で参加できる機会を設けること、誰もがそれぞれのできることを通じて支え合うことなど、多くの住民が関われる柔軟な組織運営を目指します。

(3) 開かれた町内会運営

町内会に加入しない理由の一つに、「町内会が何をしているか分からない、集めた会費が何に使われているのか分からない」といった情報開示の課題がありま

す。情報が届かないこと自体が『参加の壁』になり得ることから、地域で暮らす人への情報共有の環境づくりを目指します。

① 町内会活動の事業・決算の報告

年に１回以上、事業報告・決算報告（収支・残高・使途）の “見える化”を目指します。

② デジタルの活用

ライフスタイルの多様化やスマートフォン等のデジタルツールの進展により、環境が整えば誰でも情報を入手しやすくなっています。市では、研修等を通じて既存のコミュニケーションアプリの活用などデジタル化を推進していくとともに、地域住民相互の情報共有の環境づくりを目指します。

③ 行政や社会福祉協議会等との連携

町内会活動を維持するためには、地域行事等への参加を促し、活動について理解してもらう必要があり、町内会への加入・未加入に関係なくサービスを提供する公的機関や地域運営組織等を活用した情報提供を目指します。

2 地域住民やボランティア団体等の多様な主体が連携・協働する地域活動

町内会単独では維持が難しくなってきている通学路等の草刈りや多世代交流事業などの地域活動について、地域の実情に応じて地域住民や NPO 法人、事業者等の多様な主体がボランティア活動や PTA 活動、イベントの開催など、それぞれの強みを活かしながら連携し、地域全体で課題解決に取り組む地域づくりを目指します。



3　持続可能な地域運営を支える仕組みづくり

地方における地域活動については、人口減少や高齢化の進行に伴う活動の担い手・後継者の不足により、これまで地域の暮らしを支えてきた「地縁」や「助け合い」の力が弱まりつつあります。高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）頃（※1）には、日々の生活を支える福祉サービスや地域の安全維持を、行政や一部のボランティアだけの努力で守っていくことが難しくなると推測されています。

このような中、第33次地方制度調査会の答申（令和５年12月21日）においては、快適で安心な地域社会をつくるため、市町村が多様な主体の連携・協働を促す「協力の場（仕組み）」を整え、その活動を下支えする取組の重要性が示されています。

これを受けて国では、令和６年度に地方自治法を改正(※2)し、市町村が条例に基づき、地域の多様な主体と協力して住民福祉の向上を効率的・効果的に図ることができるよう、「指定地域共同活動団体制度」を創設しました。

今後は、地域住民や様々な団体がそれぞれの強みを活かし、ともに課題解決に取り組む仕組みを構築し、新しいまちづくりを推進することが必要なことから、町内会・自治会をはじめ、市民活動団体、ボランティア団体など多様な主体が互いに連携・協力し合う組織と市との適切な役割分担のもとで地域の力を結集し、地域課題の解決に向けた取組を総合的に推進します。（P11の図１を参照）

また、これまでは、町内会、学校・ＰＴＡ等の団体が、防災や高齢者支援、子育て支援などの地域課題に対して、それぞれの立場において解決に向けた取組を展開してきましたが、今後は、個別の活動による重複を解消し、すべての団体が横断的に協力して取り組む体制へ転換し、地域課題の解決に向けたより効果的で一体的な活動を推進します。（P11の図２を参照）

このように、本市としましては、これまで地域が取り組んできた活動を将来にわたって持続可能なものとしていくため、「指定地域共同活動団体の指定に関する条例」の制定を目指し、概ね中学校区を単位とした新たな枠組みを構築するとともに、地域の実情に即した課題の解決、活性化に資する取組を支援してまいります。

※１　2040 年頃、日本は「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上の高齢者となり、高齢者人口がピークを迎える一方、生産年齢人口が急速に減少し、地域社会では様々な資源制約に直面するとされています。

※２　地方自治法第 260 条の 49 第２項　指定地域共同活動団体制度の創設

図１：指定地域共同活動団体の仕組み

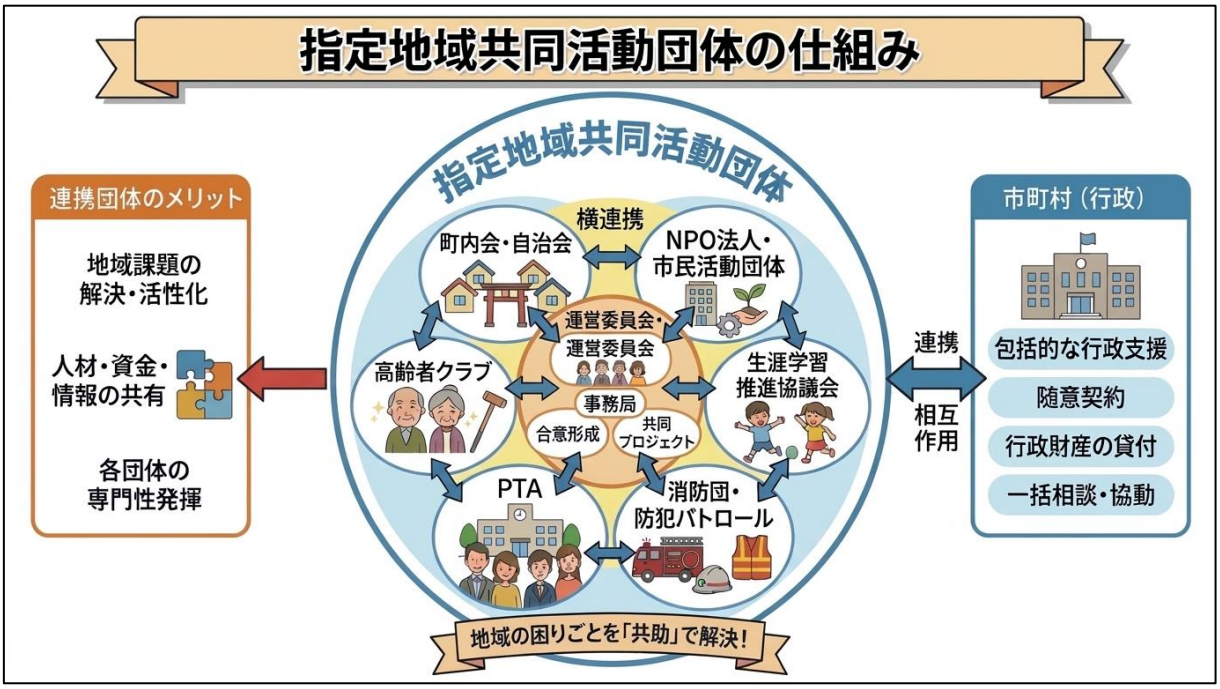

図２：指定地域共同活動団体の活動イメージ

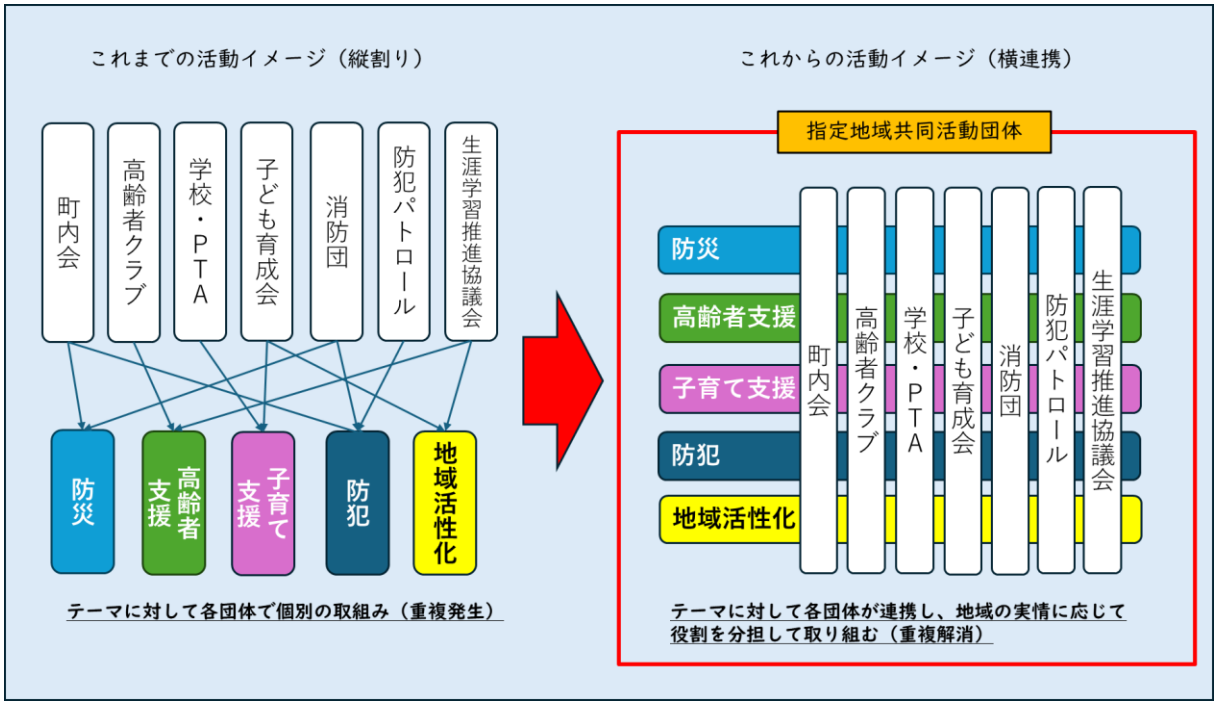

第５章　地域コミュニティ施策の方向性と行政の役割

１　指定地域共同活動団体への支援

○　国の指定地域共同活動団体制度を活用し、町内会の枠組みを超えた地域住民が主体となった地域づくりを推進します。

○　町内会加入者の減少や小規模化による組織運営が困難な地域における事務局機能のほか、地域内の共同行事や困りごと解決に向けた事業の実施、防災・防犯の取組、地域活動のサポートなどを担う指定地域共同活動団体に対する活動支援の充実、連携及び伴走支援の強化を図ります。

○　指定地域共同活動団体については、地域活動やサービスの維持、活性化を図るために「地域づくり支援員」を配置するほか、将来的に市からの財政的支援を集約するなど地域の実情に合わせて持続可能な地域づくりを支援します。

２　町内会との連携・支援

○　町内会が実施する地域内の清掃作業や子ども・高齢者の見守り、防災・防犯の取組、自治公民館の維持管理等の地域活動に対する継続した支援を行います。

○　町内会への負担軽減を図るため、文書配布（将来的には拠点配布やデジタル化へ移行）や民生委員等の選出依頼などの行政協力業務を縮減し、委託事務交付金制度を見直します。

３　地域運営組織等の育成と活動人口の拡大

○　地域運営組織等における相互の交流機会の創出や連携を促進することにより、地域づくりに関わる活動人口の拡大を図り、担い手が不足する地域の活動を支援します。

○　市民活動事例の紹介(活動実績集の作成、展示・発表会の開催)やボランティア講座の開催など地域運営組織等の活性化を図ります。

４　行政の役割

○　地域で対話を促す協議用資料の提供、出前講座やワークショップの開催、指定地域共同活動団体の設立に向けた伴走支援など地域の実情に合わせた支援を行います。

○　職員が自主的に地域の運営や行事に関わることを推奨した地域サポート職員制度の充実及び登録職員の増加に努めるとともに、職員研修を通じた意識啓発を図ります。

（例）コミュニティ政策研修(一般職員)、活動事例研修(地域サポート職員)

○　町内会業務の負担軽減を図るため、行政協力業務の縮減やデジタル化を推進します。

○　担当部局において地域住民の相談対応及び情報共有、連絡調整を行います。

5　今後の進め方

持続可能な地域のまちづくりを実現するために次のように取り組みます。

（1）機運醸成の取組

① 地域住民が主体となった新たな枠組みの構築に向けて住民の理解を得るよう概ね中学校区を対象とした住民説明会を実施します。

② 地域の様々な主体が連携・協力し、役割を分担し合って、地域住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるような地域づくりの実現を目指して、シンポジウムや住民ワークショップを開催し、住民の機運醸成を図ります。

（2）指定地域共同活動団体の指定等に関する条例の制定

① 多様な主体が連携・協働して持続可能な地域づくりを実現するため、指定地域共同活動団体の指定に関する条例を制定します。

② 地域住民が持続可能な地域づくりに向けて取り組む内容や手続等をとりまとめたガイドブックを作成します。

（3）指定地域共同活動団体の指定

① 持続可能な地域運営に取り組む既存団体について、団体の申請に基づき、条例で定める要件を満たす団体を指定地域共同活動団体に指定します。

② 地域課題の解決に向けて取り組む意向のある地域について、新たな枠組みの団体設立に向けて、年次的に設立準備委員会の立ち上げを支援します。

③ 設立準備委員会を経て、年次的に設立した新たな枠組みの団体を指定地域共同活動団体に指定し、指定団体の持続可能な地域運営を可能とする継続した支援を行います。

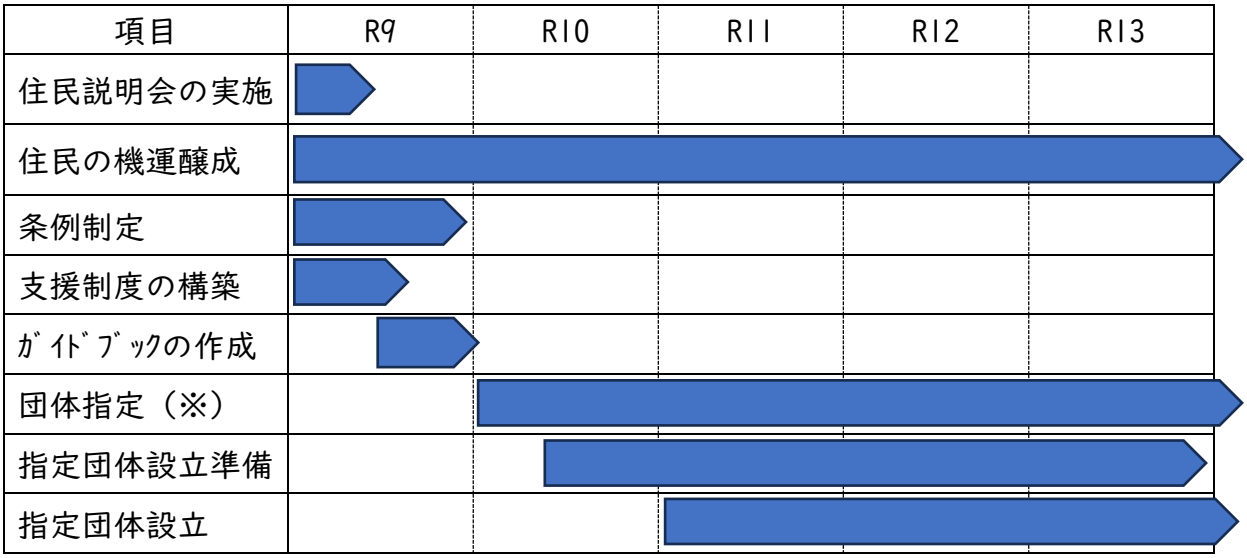

※　R10 年度は、地域コミュニティ協議会や地域運営組織の既存団体に対する指定を目指します。